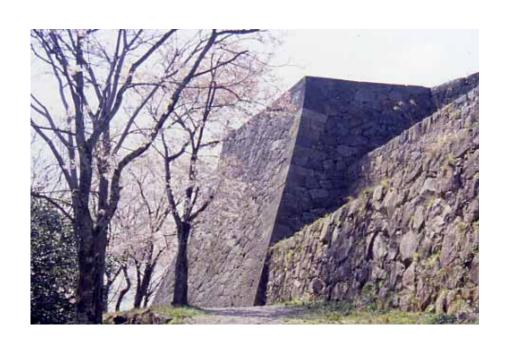
史 游 米子城跡整備計画 基本構想案

(平成20年8月策定)



米子城跡整備活用推進プロジェクト・チーム

= 目 次 =

序 章

- 1 はじめに
- 2 構想の策定
- 3 位置づけ

第1章 米子城の歴史と構造

- 1 米子城の歴史
- 2 米子城の構造
- 3 米子城跡の変遷

第2章 米子城跡の現状

- 1 米子城跡の現況
- 2 米子城跡の自然
- 3 米子城跡の法的規制
- 4 米子城跡の土地管理区分
- 5 米子城跡の整備課題

第3章 米子城跡の整備方針

- 1 基本理念
- 2 整備目標
- 3 整備対象範囲
- 4 事業概要
- 5 事業推進に当たっての基本姿勢
- 6 事業期間
- 7 財源計画
- 8 事業の推進体制

第4章 管理・活用計画

- 1 維持管理
- 2 活用計画
- 3 利活用の促進

序 章



1 はじめに

中世から近世にかけて本格的な城郭として築城された米子城跡は、中心市街地の歴史的、景観的ランドマークとして存在し、都市公園の湊山公園の一画を構成しています。

また、市街地に残された貴重な自然と緑のスポットとして多くの米子市民をはじめ本市を訪ずれる人々にも親しまれてきました。

今後、この米子城跡を計画的・継続的に保存・整備していくこととともに、潤いや憩いをもたらす大切な都市空間として利活用していくことは、本市におけるまちづくりを進めていくうえで、重要な行政課題と考えます。

2 構想の策定

米子城跡は、これまで数回の遺構調査や石垣修復工事、園路の整備などを行ってきましたが、いずれも部分的かつ短期的な事業にとどまっていました。

この構想は、これまでの経緯を踏まえつつ、中・長期的な視点に立って、中心市街地にある国の史跡米子城跡の計画的な保存・整備を推進するとともに、歴史公園として良質な都市空間を創出するための施策の骨子を明らかにするものであり、今後の米子城跡整備基本計画や実施設計を策定する際の指針となるものです。

3 位置づけ

米子城跡整備事業は、新米子市総合計画における『ゆとりある心豊かな米子』の実現や新市まちづくり計画における『豊かな心を育む教育と文化のまちづくり』事業の推進に資する事業として位置付けるとともに、本市における中心市街地活性化基本計画の中の主要施策として積極的に推進することとします。

第1章 米子城の歴史と構造

1 米子城の歴史

米子城は応仁~文明年間(1467~1487年)に山名宗之により砦として飯山に築かれたことに始まり、近世城郭としては天正19年(1591年)吉川広家が湊山に築城を開始し、慶長7年(1602年)頃に中村一忠(18万石)により米子城は完成したと言われています。

慶長15年(1610年)に会見・汗入領主の加藤貞泰(6万石)が入城し、元和3年(1617年)加藤氏が転封した後、因幡・伯耆の領主池田光政の一族・池田由之(3万2千石)が米子城預かりとなりました。

寛永 9 年(1632年)には池田光仲が因伯領主となり、家老・荒尾成利(1万5千石)が米子城預かりとなりました。以後、明治2年(1869年)に藩庁へ引き渡されるまで、代々荒尾氏が米子城主として城を預かり管理してきました。

2 米子城の構造

米子城は、湊山を中心に、北の 丸山、東の飯山を出丸として、内 堀と中海で取り囲んだ地域に諸 郭を配置し、更に外郭に武家屋敷 を配し外堀を巡らしていました。

主な郭は、本丸、内膳丸、二の丸,三の丸、御船手(深浦)郭、釆女丸(飯山)等で構成され、その様子は藩政時代に描かれた多くの米子城絵図や遺構によって知ることができます。



3 米子城跡の変遷

米子城跡は、明治時代になり建物を含め民間に払い下げられましたが、その後、旧三の丸跡と湊山約34,000坪を市内の2人の篤志家が米子市へ寄付することにより、飯山や湊山の一部を除き城跡の大半は米子市の所有となりました。

昭和31年に都市公園法に基づき供用開始された「湊山公園」の一画となり、昭和52年4月1日に米子市文化財保護条例に基づき米子市指定史跡となり、平成18年1月に、文化財保護法に基づき国の指定史跡になっています。

第2章 米子城跡の現状

1 米子城跡の現況

米子城跡は、中心市街地の西側にあり、中海に面する標高 90.4m の湊山に位置しています。地形的には米子低地(沖積平野と砂洲)を取り囲む法勝寺丘陵性山地の西端が湊山にあたり、山は流紋岩、安山岩で形成されています。

現況は、当時の建物は一切失われ、内堀、外堀も埋められて、湊山と飯山の間を国道9号線が走っています。また、内堀の内側の三の丸は野球場、鳥取大学医学部・同附属病院、ホテル、スーパーマーケット等が立地し、市街化が著しい状況です。



しかし、城跡の中心部分は、緑豊かな自 然や本丸、二の丸、内膳丸の郭や石垣など の遺構をよく残しています。

とりわけ本丸からの眺望は、東に大山、 西に中海、北に市街地と日本海、南に中 国山地の山並みと360度の大パノラマ が広がり、市内屈指の景勝地になってい ます。

更に,二の丸と三の丸を区分する高石

垣は、今後整備が進められると米子城跡を代表する景観のひとつになるものと考えられます。

2 米子城跡の自然

米子城跡のある湊山の一帯は、城の建物がなくなってから約百四十年が経ち、自然 豊かな現況となっています。

植生 特色として、シイ、カシの照葉樹林の極相林として自然度の高い森であり、市 街地に残る大規模な樹林として貴重なものです。海岸性と山岳性の植物が400種 あまり確認されており、またシダ植物の宝庫として知られています。

動物 中・大型哺乳類はみられず、小型哺乳類、爬虫類、両生類、鳥類、昆虫類等の一般的な動物が生息しています。また、湊山に生息する鳥は93種が確認されています。

3 米子城跡の法的規制

米子城跡やその周辺には、次に掲げる様々な法令の規制がかけられています。区域内の 行為について、それぞれの法令に基づき届け出や申請、許可が必要となっています。

- (1)都市計画法による風致地区
- (2)都市計画法及び都市公園法による公園区域
- (3) 文化財保護法による国の史跡指定区域及び周知の埋蔵文化財包蔵地
- (4)鳥獣保護法による鳥獣保護区域
- (5)森林法による魚付保安林区域

4 米子城跡の土地管理区分

米子城跡の内堀の内郭部では、本丸、二の丸、内膳丸等の湊山の大半が市有地ですが、一部民有地があり、また三の丸は球場の約3/4が市有地で、他は国有地・民有地となっています。米子城跡の都市公園部分のうち、民有地の深浦郭は地権者が管理し、その他の部分は市が管理しています。

また、既存施設としては、米子城跡の三の丸に湊山球場、鳥取大学医学部、ホテル、スーパーマーケット、城山大師、がいな祭資料館等、二の丸に湊山庭球場、小原家長屋門、本丸・内膳丸に東屋、湊山山内を巡回するように西国八十八箇所巡りの地蔵が

設置され、深浦郭にスポーツ施設、飯山郭には忠魂碑が建てられています。

5 米子城跡の整備課題

米子城跡については、これまで本丸(天守)からの展望の確保、石段、園路の補修、 案内板やトイレの設置、石垣の修理保全など様々な要望や提案がなされてきています。 これらの要望などを踏まえ、米子城跡の整備課題を要約すれば、次の4つの課題に 集約することができます。

- (1)石垣や遺構の復元等の米子城跡の歴史遺産としての保存整備
- (2) 園路の補修やトイレの設置等の歴史公園としての環境整備
- (3) 本丸からの展望の確保や案内板の設置等の観光資源としての利活用方策
- (4) 史跡を学び、楽しむためのイベントの開催等のソフト事業の充実方策

第3章 米子城跡の整備方針

1 基本理念

米子城跡は、中心市街地にあり、自然と諸郭の石垣等を数多く残しており、幾百年にもわたり米子の歴史を見守り続けてきました。同時に多くの米子市民にとっても、以前から『城山』と呼ばれ、米子の歴史的なモニュメントとして、今日まで親しまれてきました。

この様な背景を踏まえ、米子城跡整備事業は、中心市街地にあるかけがえのない歴史的文化的資産として米子城跡の保存・整備を推進することともに、多くの市民に潤いや憩いを提供する貴重な都市空間を創出していくためのまちづくり事業として、行政と民間が一体となって取り組んでいくべきものです。

2 整備目標

米子城跡の整備は、中・長期的な視点から次の目標を掲げ、その推進を図ることと します。

- (1)近世初頭の平山城の特徴をよく備えた国の史跡として、諸郭の遺構を中心に城 跡の保存・整備・復元に努めること。
- (2)中心市街地にある歴史公園として、都市に潤いを与え,多くの市民に憩いを提供するゆとり空間の創出に努めること。
- (3)優れた眺望や石垣の景観等を活かし、来訪者にも米子市の代表的な景勝地として の魅力の向上に努めること。
- (4)米子城跡を利活用したソフト事業等を企画し、多くの市民により身近で親しめる 都市公園となるように努めること。

3 整備対象範囲

米子城跡の範囲を考える場合、外堀までを含めた総構とするか、内堀に囲まれた内 郭部分とするのか見解の分かれるところですが、近世城郭として把握するには本丸を はじめとする主要郭で構成される後者がより理解しやすいものと思考します。 このうち鳥取大学医学部、ホテル、スーパーマーケット等が建設されている部分は 市街地化が著しいため、これを除外した範囲を検討の対象とします。この範囲には本 丸、二の丸、内膳丸、出山、御船手(深浦)郭、三の丸の一部、釆女丸(飯山)が存 在しますが、今回の整備対象範囲は、釆女丸(飯山)を除いた都市公園区域内の米子城 跡を整備対象とし、釆女丸(飯山)については都市公園区域外であることと、忠霊塔 が建てられ一定の歴史的環境が保たれていることから、将来的な整備対象課題としま す。

4 事業概要

前記2の整備目標を達成するため、史跡整備については現存する城絵図や遺構調査の結果等を基本にその修復に努めることを基本とし、また、中心市街地にある貴重な都市空間として歴史学習の場をはじめ、市民に憩いや安らぎの提供や様々なイベントの実施など多目的な利活用にも対応できる歴史公園として整備事業を実施することとします。

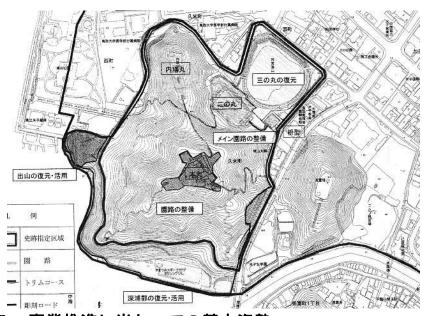
なお、当面計画される事業には、次のようなものがあります。

(1) 史跡の保存・整備を目的にとする事業

国の史跡指定区域の追加等を内容とする公有地化事業、城跡全体の遺構調査、内堀等の遺構の復元・整備、本丸や三の丸の高石垣の整備・補修、城郭の景観の保存整備その他の保存・整備など

(2)公園の機能の充実を目的とするもの

史跡の解説板、園路の案内板等のサイン施設の設置、園路、石段等の導線の整備、 休憩所、トイレ等の設置その他、市民や来訪者のための便益施設の設置など



(3)ソフト事業など

歴史教室の開設、史跡ボランティア・ガイドの 養成、史跡を活用したイベントの企画及び実施などの史跡活用事業など

5 事業推進に当たっての基本姿勢

前記の理念や整備目標を念頭におき、次に掲げる方針に基づき事業の推進を図って いくこととします。

- (1)本市のまちづくりの諸施策との調整を図りながら計画的、継続的に整備を推進 すること。
- (2)基本計画の策定段階から市民参画に努め、有識者や市民の意見を踏まえた計画 の策定、整備事業の実施、利活用の拡大に努めていくこと。
- (3)計画の推進に当たっては、社会状況の変化などに柔軟に対応するとともに、 本市の財政状況を考慮し、国の補助事業等の活用に努めること。

6 事業期間

整備事業全体を次の3つの期間に区分し、その期間を概ね5年間とし、計画的に整備を進めることを基本にします。

第1期整備期間

公有地化事業の実施、三の丸跡地の整備、枡形~二の丸~本丸に至るメイン 導線の整備、その他便益施設、サイン施設などの設置など

第2期整備期間

深浦郭の遺構の復元・活用整備、城跡の園路の全体的な整備その他 便益施設、サイン施設などの設置など

第3期整備期間

第1期、第2期の整備期間の事業の進捗状況を踏まえ、学習、ガイダンス施設の整備、小原家長屋門等の移設の検討、飯山の遺構調査、歴史教室の開設,歴史解説ボランティアの養成などのソフト事業の実施など

7 財源計画

本市を取り巻く厳しい財政事情を踏まえ、国・県の補助事業やその他の有利な起債などの活用に努めながら、年次的・継続的に事業を実施するように努めます。

なお、現時点における事業費についての考え方は次のとおりです。

(1)事業費の概算

向こう15年間の総事業費(用地取得費、遺構調査費、測量設計委託費、遺構整備費等)の概算額を約9億3千万円と考えています。

ただし、今後用地取得費等の額が確定すれば、この概算額は、変動することが考えられます。

(2)維持管理費の概算

追加指定地内の除草や施設の維持管理等に要する維持管理費の概算額を約年間300万円と考えています。

8 整備事業の推進

米子城跡の整備事業には庁内の様々な部署に関連する課題を解決する必要があります。このため庁内に「米子城跡整備活用推進プロジェクトチーム」を結成し、計画の円滑な推進に努めます。また、具体的な史跡の整備にあたっては、専門研究者等からなる整備検討委員会を設置し、その指導の基に史跡の適切な

保存と活用を実現します。

第4章 管理・活用計画

1 維持管理

米子城跡は国史跡と都市公園という2つの側面をもっており、これらの要素を勘案した管理が必要と考えます。

具体的には、利用者の利便と安全、施設維持の利用管理を目的にした都市公園としての管理と城郭の保全管理を目的とした史跡としての管理であり、それぞれの所管課の連携が必要です。

2 活用計画

史跡、都市公園、観光の3側面から運営・活用する必要です。

ア 史跡としての活用

歴史的文化的遺産の学習の場として、現地史跡巡りや学習会の開催場所として利用されるよう米子城跡情報の提供に努める。また、山陰歴史館での関係資料の展示や、城下の関連史跡情報の提供など米子城跡周辺の文化財と一体的な学習活用の促進を図ります。

イ 都市公園としての活用

散策や自然に親しむ場として、また健康維持のためのウオーキング・ジョギングコースとして、また各種レクレーションの場として市民や来訪者に活用されるよう環境整備に努め、活用の促進を図ります。

ウ 観光資源としての活用

観光地として活用を図るため、彫刻ロードや市内の散策コース、下町観光との連携を図り、積極的な情報発信や誘客の増加に努めます。

3 利活用の促進

米子城跡の利活用を促進するため、官民一体となった『米子城跡利活用推進 検討委員会(仮称)』を設け、歴史・文化学習の場、市民の憩いの場、観光の場 等として、利活用の促進に努めます。

むすび

米子城跡は、近世初頭の平山城の風情を色濃く残した貴重な歴史遺産であり、平成 18年1月に国の史跡として指定されました。同時に米子市の中心市街地にあり、本丸 からの眺望や緑豊かな自然などまちに潤いや憩いをもたらす貴重な都市空間です。

私たちは、この米子城跡を私たちの生まれ育ったまちの歴史的なモニュメントとして、又市民のかけがえのない心の拠りどころとして存在し、未来に継承させていくべきものと考えます。